

川崎市動物愛護センター所長・前迫様
譲渡担当獣医・西村様

平成20年4月17日

犬猫救済の輪 代表 結 昭子

川崎市動物愛護センター収容幼ねこ譲渡促進の嘆願書

日頃は、川崎市の動物愛護行政にご尽力賜り、大変ありがたく御礼申し上げます。

この度、貴センター収容動物の譲渡促進を図るため、幼ねこの譲渡について、以下のように嘆願申し上げます。

嘆願内容

- 1) 貴センター収容の幼ねこ全頭を収容動物情報にのせ、広く周知させてください。
- 2) 1)で広報した幼ねこに飼い主希望者からの申し出があれば、迅速に譲渡してください。
- 3) 譲渡の機会を拡大するため、希望団体と連携し、譲渡を行ってください。

嘆願理由

平成20年3月に成文化された「神奈川県動物愛護管理推進計画」では、10年後の致死処分数を平成18年度比50%減に策定しています。

そのため、本計画では10年後のねこの譲渡率を平成18年度の倍に目標を設定しております。現在、神奈川県下で致死処分される動物の約8割が、飼い主不明の幼ねこであり、神奈川県では幼ねこの致死処分数を減らし、譲渡を促進しない限り、この目標を達成することはできません。

幼ねこは飼養管理が難しいとの判断で譲渡がなされておりましたが、実際は多くの家庭で親のない幼ねこが立派に飼養されております。

また、本計画では「引き取りや収容された動物が一頭でも多く生存できるような機会を可能な限り求め、動物の返還、譲渡の推進をめざします。」とうたっており、さらに「ボランティア・関係団体などとの連携・譲渡方法の見直し等により更なる譲渡の推進を図ります。」と明示しております。

このように、平成19年5月の環境省の通達によって策定された神奈川県動物愛護管理推進計画の主旨に従い、川崎市動物愛護センターにおかれましては本計画の実現を目指し、収容幼ねこの譲渡促進を図っていただけますよう、お願い申し上げます。